

平成 20 年分の個人事業者の消費税及び地方消費税の 申告・納付は、平成 21 年 3 月 31 日(火)が期限となっています。

確定申告は、自宅や事務所などからインターネット等で申告や納税ができる「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」を是非ご利用ください。また、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】では、個人の方の確定申告書等の作成ができる「確定申告書等作成コーナー」を開設しています。「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、直接 e-Tax に送信することもできます（事前準備が必要です）。申告書の作成には是非こちらをご利用ください。

なお、税務署の申告相談会場は、特に所得税の確定申告期限（平成 21 年 3 月 16 日（月））間近になりますと大変混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。申告書はできるだけご自分で書いてお早めに提出してください。申告書は郵便や信書便による送付又は税務署の時間外収受箱への投函により提出することができます。

個人事業者の方の消費税及び地方消費税の確定申告について

消費税の課税事業者（※）に該当する個人事業者の方は、平成 21 年 3 月 31 日（火）までに平成 20 年分の「消費税及び地方消費税の確定申告書」を作成して所轄の税務署に提出するとともに、その消費税額及び地方消費税額を納付してください。

「消費税及び地方消費税の確定申告書」には「簡易課税用」と「一般用」の 2 種類があります。

① 平成 18 年分の課税売上高が 5 千万円以下の課税事業者で、平成 19 年 12 月末までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している方は、「消費税及び地方消費税の確定申告書（簡易課税用）」を提出してください。

② ①以外の方
簡易課税制度を選択していない課税事業者又は簡易課税制度を選択していても平成 18 年分の課税売上高が 5 千万円を超える課税事業者の方は、「消費税及び地方消費税の確定申告書（一般用）」を提出してください。

※平成 20 年分において「課税事業者」となるのは、次の方々です。

- 平成 18 年分の課税売上高が 1 千万円を超える事業者
- 平成 18 年分の課税売上高が 1 千万円以下の事業者で、平成 19 年 12 月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者

《申告に当たっての留意点》

- 課税事業者である方は、平成 20 年分（課税期間）の課税売上高が 1,000 万円以下であっても、平成 20 年分の消費税及び地方消費税の申告・納付が必要です。
- 消費税及び地方消費税の確定申告書には、課税期間中の課税売上げの額及び課税仕入れ等の税額の明細等を記載した書類（付表）を添付する必要があります。
 - ◆一般用 …… 「付表 2」を添付してください
 - ◆簡易課税用 …… 「付表 5」を添付してください
- 還付税額のある申告書を提出される方は、「仕入控除税額に関する明細書（個人事業者用）」を添付してください。

納付期限と振り替え納税の利用について

確定申告による消費税及び地方消費税の納期限及び振替納付日は、次のとおりです。

- 納付書又は電子納税により納付する場合・・・平成 21 年 3 月 31 日（火）
- 振替納税を利用する場合・・・平成 21 年 4 月 27 日（月）

納付書により納付する場合には、納期限までに金銭に納付書を添えて、お近くの金融機関（日本銀行歳入代理店）又は住所地等の所轄の税務署の納税窓口で納付していただく必要があります。

また、e-Tax を利用すれば自宅や事務所などからインターネット等を利用して電子納税することができます。その他、振替納税は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を提出していただくだけで、ご指定の預貯金口座から振替納付日に自動的に納税が行われます。納税のために金融機関又は税務署に向向く必要もなく、預貯金残高を確認しておくだけでうっかり納期限を忘れてしまうこともない、大変便利で確実な納付方法ですので、是非ご利用ください。